○厚生労働省令第二十号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十号)第二条第一項の規定に

基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一 部を改正する省令を次のように定め

る。

令和三年一月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

安全な血液製剤の安定供給の 確保等に関する法律施行規則 (昭和三十一年厚生省令第二十二号)の一 部を

次の表のように改正する。

改正後	改 正 前
別表第一(第一条関係)	別表第一(第一条関係)
一・二 (略)	一・二 (略)
三 血漿分画製剤であつて、以下に掲げるもの	三 血漿 分画製剤であつて、以下に掲げるもの
(1)	(1) ~ (41) (略)
④ 乾燥濃縮人 α-プロテイナーゼインヒビター	(新設)
四 (略)	四 (略)

(傍線部分は改正部分)

附

則

この省令は、 公布の日から施行する。